

令和7年度交通安全啓発CM事業業務

条件付一般競争入札

入札説明書
(郵便入札方式)

令和7年10月
福島県交通対策協議会
(事務局 福島県生活環境部生活交通課内)

この入札説明書は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)及び本件委託契約に係る一般競争入札(以下「入札」という。)の公告の規定に基づき、福島県交通対策協議会が発注する業務委託に関し、入札に参加する者(以下「入札者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便方式により行うものとする。

1 発注者(契約権者)

福島県交通対策協議会長 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和7年度交通安全啓発CM事業業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結から令和8年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、4に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に、官公庁から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 県内に事業所を有し、かつ、当該業務を確実に履行できる体制を整えている者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類を添付し、令和7年10月17日(金)午後5時までに下記5(1)の示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、入札参加資格確認通知書により、入札者に対して通知するものとする。

- ア 法人登記簿謄本（コピー可）
- イ 印鑑証明書（コピー可。入札書等への押印を省略する場合は提出不要）
- ウ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）
- エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式7）
- オ 県内に事業所を有していることを証明する書類（パンフレット可）
- カ 業務経歴書（様式2）
- キ 会社概要（任意様式）
- ク 入札公告日から過去2年間において、福島県又は福島県内の地方公共団体から類似の業務を委託した実績を証する書類（任意様式）

※ 長3封筒を同封すること。封筒に110円切手を貼付し、入札参加資格確認通知書の送付先の宛名を記入すること。

5 入札書の提出期限等

- (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和7年10月17日（金）
福島県交通対策協議会事務局（福島県生活環境部生活交通課内 西庁舎10階）
なお、申請書類は郵送を可とする。
- (2) 入札書の提出期限及び送付先
令和7年10月23日（木）午後5時必着
福島県交通対策協議会事務局（福島県生活環境部生活交通課内 西庁舎10階）
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年10月24日（金）午前11時00分
福島県自治会館3階 自301会議室

6 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、指定の入札書に（様式4）に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日まで以下の方法により作成しなければならない。
また、入札者の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。
- (2) 入札書を郵送（書留郵便に限る。）する際は、二重封筒とし、**入札書の中封筒に密封のうえ**、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。
 - ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ [10月24日開札「件名：令和7年度交通安全啓発CM事業」の入札書在中]

なお、電報、伝送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名を記載すること。

押印を省略する場合にのみ余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(入札書に記載する金額の100分の110に相当する額)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、入札執行前に現金により納付するものとし、銀行振込等の方法を希望する場合は、事前に当該入札公告問い合わせ先に連絡をすること。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書の写し等を、入札書を入れた外封筒に同封すること。
- (4) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号(別記1)に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書(様式3)に保険証書又は業務実績証明書を添付して令和7年10月17日(金)午後5時15分までに上記5(1)の場所に提出すること。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。
なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした者による随意契約に移行する。その際は、見積書(様式6)に必要事項を記載して提出すること。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県交通対策協議会長から説明を求められた場

合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書(様式5)により説明を求めることができる。

回答については下記の回答予定日に福島県生活環境部生活交通課ホームページに掲載する。

受付期間 令和7年10月6日(月)から令和7年10月10日(金)まで

(持参する場合は土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から
午後5時15分まで)

受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所 5(1)に掲げる場所

回答予定日 令和7年10月15日(水)

(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/kotsuanzencm-nyusatsu.html>)

- (2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。
- (3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載のない入札を含む。)
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) 入札参加資格確認審査において虚偽の申請を行った者のした入札

- (10) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

1.3 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とするところがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、くじにより落札者の決定を行う。
- (3) 入札結果については、速やかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

1.4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項第2号又は第4号(別記2)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1.5 契約書の締結

- (1) 令和7年度交通安全啓発CM事業業務契約書(別紙のとおり。以下「契約書」という。)を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内(特別な事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により三者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.6 契約条項

契約書(案)及び福島県財務規則による。

1.7 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明または錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 その他

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としなない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

19 当該委託契約に関する業務を担当する課

上記5(1)に同じ。

別記 1

福島県財務規則(抜粋)

(入札保証金の減免)

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) ～(4) (略)

2 (略)

別記 2

福島県財務規則(抜粋)

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) ～(18) (略)

2 (略)

委託業務契約書（案）

業 務 名 令和7年度交通安全啓発CM事業

契 約 金 額 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）

委 託 期 間 着 手 契約締結日
履行期限 令和8年 3月31日

上記の業務委託について、委託者「福島県交通対策協議会」を甲とし、協賛者「公益社団法人福島県トラック協会」を乙とし、受託者「〇〇〇〇〇」を丙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 丙は、別紙「令和7年度交通安全啓発CM事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲丙協議して別に定めるものとする。

（契約保証金の免除）

- 第2条 丙が、この契約の締結と同時に又はその直前までに納付すべき契約保証金については、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項第16号の規定により、これを免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第3条 甲又は丙は、この契約によって生じる権利及び義務を、相手方の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（一括再委託等の禁止）

- 第4条 丙は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 丙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、丙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 丙は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る丙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を丙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果品が著作物に該当する場合には、丙が承諾したときに限り、既に丙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 丙は、成果品が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を丙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 丙は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

（委託業務処理状況の報告等）

- 第6条 甲は、必要があるときは、丙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めるこ

とができる。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙丙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、丙が損害を受けたときは、丙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲丙協議して定める。

(丙の請求による履行期限の延長)

第8条 丙は、天災、その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲丙協議して定める。

(損害負担)

第9条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために生じた経費は丙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲丙協議して定める。

2 前項の損害賠償の範囲は、相手方又は第三者が直接かつ現実・積極的に被った通常損害の範囲に限られるものとし、間接損害、逸失利益（消極損害）及び特別損害については、賠償者が予見していたか否か、予見すべきであったか否かを問わず、損害賠償の範囲に含めないものとする。

(丙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 丙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は丙から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び引渡し)

第11条 丙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく完了届に成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に提出された成果品について検査を行わなければならない。当該期間に甲からの合否の通知がないときは、成果品は甲の検査に合格したものとみなす。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、丙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第12条 丙は、前条の規定による検査に合格したときは、請求書（様式5）により乙に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 乙は、前項の規定により丙の提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。乙が支払い不能となったときは、甲が支払うものとする。

3 甲は、委託業務終了後において、丙に委託業務により発生した収入があると認めたときは、丙に対しその額の返還を命じるものとする。

4 乙は、第1項の規定にかかわらず、丙の請求により必要と認める場合には、甲乙丙協議の上、委託業務の進行及び実施量に応じて委託料の一部を前金払することができる。

5 丙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、「前金払請求書（様式3）」及び委託業務の進行及び実施量を証するものを乙に提出するものとする。

6 乙は、前項の規定により丙の提出する「前金払請求書（様式3）」を受領した日から30日以内に支払うものとする。

7 丙は、契約金額の減額又は第14条に規定する契約の解除がなされたとき、第4項の規定により支払いを受けた委託料の額が、契約金額を超えた場合には、その超えた額を乙の指定する期日までに返還

しなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その成果品の引渡しを受けた後6か月以内に限り、丙に対して成果品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は成果品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、丙はこれに応じるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は丙は、相手方が次の各号のいずれか（丙が解除する場合は第1号を除く）に該当するときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明かに認められるとき。

二 前号に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者をいう。以下この条において同じ。）に契約代金債権を譲渡したとき。

四 丙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員若しくははその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者又は、従業員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委任契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 丙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、丙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を丙は甲に納付しなければならない。

ただし天災地変、不可抗力等丙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 丙がその債務の履行を拒否し、又は、丙の責めに帰すべき事由によって丙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合には、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 丙について破産手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 丙について破産手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、丙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を發した日（丙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.6%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第16条 甲は、この契約に関し丙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、丙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、丙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 丙（丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、丙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第17条 丙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報等の保護等）

第18条 丙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（関係書類の整備）

第19条 丙は、委託業務に係る関係書類及び帳簿を備え付け、これを5年間保存しなければならない。

（契約外の事項）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙丙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、被告の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県交通対策協議会
会長 内堀 雅雄

乙 福島県福島市飯坂町平野字若狭小屋32番地
公益社団法人 福島県トラック協会
会長 佐藤 信成

丙

令和7度交通安全啓発CM事業委託仕様書

1 目的

この仕様書は、福島県交通対策協議会（以下「甲」という。）及び公益社団法人福島県トラック協会（以下「乙」という。）が「〇〇〇〇〇」（以下「丙」という。）に委託する令和7度交通安全啓発CM事業を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、丙はこの仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 業務委託の内容

業務委託内容（別紙）

3 成果品

- (1) 実績報告書
- (2) 提出物及び制作物

4 提出書類

丙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 着手届（様式1）
- (2) 総括責任者通知書（様式2）
- (3) 完了届（様式4）
- (4) その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

5 総括責任者

丙は、本事業に当たって十分な経験を有するものを総括責任者として専従させなければならない。
なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

6 関係機関との協議

丙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関との協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行うものとする。

7 作業等の打ち合わせ

丙は、本業務の期間において、甲との間で随時打ち合わせを行うものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙丙が協議の上、定めることとする。

業務委託内容

1 事業目的

第1次福島県交通安全計画(令和3年10月決定、5ヵ年計画)に定める目標達成のため、同計画の施策(道路交通の安全についての対策)の一環として、テレビCM等による県民の交通安全意識の向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

以下動画及び音声テレビ等で放映する。

・動画(7本)

- ア 福島交通安全フクレンジャー「横断歩行者の保護」編
- イ 福島交通安全フクレンジャー「自転車乗るなら」編
- ウ 福島交通安全フクレンジャー「飲酒運転防止」編
- エ 福島交通安全フクレンジャー「自転車の交通ルール啓発」編
- オ 福島交通安全フクレンジャー「夕暮れ時と夜間の交通事故防止」編
- カ 福島交通安全フクレンジャー「安全装置の導入検討啓発」編

キ 2(4)で制作する動画

※ア～カの動画は令和5年及び6年に同事業で制作した動画。

・音声(6本)

上記動画ア～カの音源の末尾に5秒間のメッセージを追加した20秒のCM音声。

※令和5年及び6年に制作した音声。

- (1) テレビにおける放映・放送枠の調整・確保
 - ・ 契約締結日～令和8年3月31日(正月三が日を除く)までの県内における放映・放送計画
 - ・ 県内民放テレビ4局(福島中央テレビ・テレビユー福島・福島テレビ・福島放送)
 - ・ 放映本数は各局4回/月程度
 - ・ 放送時間のランクは最も効果の高い計画を受注者が提案すること
- (2) ラジオにおける放送枠の調整・確保
 - ・ 契約締結日～令和8年3月31日(正月三が日を除く)までの県内における放送・放送計画
 - ・ ラジオ放送2局(ふくしまFM・ラジオふくしま)
 - ・ 放送本数は各局5回/月程度
- (3) Youtubeのインストリーム広告
 - ・ 契約締結日～令和8年3月31日(正月三が日を除く)までの広報・広報計画
- (4) 新規動画制作
自転車の交通違反に対する青切符制度が始まる旨のCM(15秒)を1本制作。CMの原案は発注者から提供する。(静止画。イラスト等素材は発注者から提供する。)
- (5) その他
(1)から(4)に掲げる業務に附帯する業務で、発注者が必要に応じ指示する業務

3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない

- (1) 受託者は、CMの作成に当たっては委託者と協議を行い、進捗状況について委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- (2) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上業務内容を変更することができる。ただし、軽微な変更の場合は、契約金額の変更を行わない。
- (3) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

4 著作権の譲渡

- (1) 受託者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受託者は、成果品が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、当該成果品の内容を公表することができる。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 丙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 丙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 丙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

3 丙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例71号）第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 丙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 丙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 丙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 丙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 丙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 丙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 丙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

4 丙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむを得ない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはな

らない。

(資料等の返還等)

第8 丙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 丙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等(原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。)の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は丙が破棄するものとする。丙が当該資料等(紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。)を破棄する場合、丙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により破棄するとともに、当該破棄に係る記録を保存するものとし、当該破棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 丙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、丙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)の規定による措置を講ずるよう務めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号)、管理運営基準その他の関係規定に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 甲は、丙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は丙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、丙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、丙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、丙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、丙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 丙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 丙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 丙又は丙の従事者(丙の再委託先及び丙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、丙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が丙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、丙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、丙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたとき

は、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。